

## 〈委員意見に対する県の基本的考え方について〉

### 1 森林整備に係る協定締結について

#### (1) 意見

税事業実施森林について、県と森林所有者間で締結する協定期間の20年は長いと思う。木質バイオマス発電等木材の需要が増加していく中で、手をつけてはいけない森林が林道沿いなどに増えれば不満も大きくなるのではないかと。以前行った森林整備の協定期間も含めて検討していただきたい。

#### (2) 県の考え方

やまがた緑環境税を財源として実施する事業は、別紙の「やまがた緑環境税条例」及び「やまがた緑環境税基金条例」の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致する事業であることを基本としています。また、別紙の「やまがた緑環境税条例の可決に係る附帯決議」では、「納税者や森林所有者に不公平感が生じないような措置を講じること」が強く求められています。

協定は、整備した森林が少なくとも20年間は森林として維持されることで公益的機能の持続的発揮が担保されること、及び一般県民や既存の仕組みの中で森林を適正に管理している森林所有者に不公平感を生じさせないことを目的として、森林所有者から権限の一部制限を約束していただくために締結するものです。

こうした考えのもと、今後も協定期間を原則として20年としていきたいと考えています。

#### (3) 意見への対応

現在、本県では、大型集成材工場や多数の木質バイオマス発電所の稼働など、県内の木材需給環境が大きく変化しており、県内の木材需要にんえていくことが喫緊の課題となっています。

これに対し、協定締結森林については、原則として間伐や択伐で対応していただき、その材を木材や木質バイオマス発電等に有効に活用していただければと考えています。

しかしながら、協定締結時に想定できなかった事情等により皆伐しなければならない事態が発生した場合などについては、当該森林の傾斜、土壌、周辺施設等の状況などを勘案し、期間短縮を可能とするなど、森林の公益的機能を維持しながら対応できる手法について、緑環境税使途の基本的考え方を踏まえ、関係者の意見をお聞きしながら検討していきたいと考えています。

## 2 県民の期待が高い森林浴等への対応について

### (1) 意見

森林浴等への一般県民の関心は高いが、実際の体験会等への参加者は少なく、関心があるけれども参加しないというのが現状。海岸林の森林セラピーを売りに参加者数を増やすことも考えているが、森林の癒しに関して、これから緑環境税でも取り組んでいくのか。

### (2) 現在の考え方

やまがた緑環境税を充当できる事業は、別紙の「やまがた緑環境税条例」及び「やまがた緑環境税基金条例」の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致する事業であることを基本としています。

森林浴や森の癒し体験など、単なる心身の気分転換を図るための森林内の散策に係る経費や現地までのバス経費等については、上記の目的に合致しないものと考えております。

一方、森林セラピーなど、森林浴の癒し効果を数値化して森林に入る前と後で比較し、森林の保健休養機能を実感することで森の重要性を理解していただく活動は、森林環境教育の一環と位置付けており、森林の有する公益的機能が将来にわたり継続して発揮されるよう実施する施策として、両条例の「森林の有する公益的機能の持続的発揮」に合致していると考えております。

### (3) 意見への対応

今後も、単なる心身の気分転換を図るための森林内の散策に係る経費等については補助対象外としていきたいと考えておりますが、今回の県民の意識調査では、森林内で快適な時間を過ごすためのトイレの設置や施設の修繕、遊歩道の開設や整備、森林レクリエーション機能を維持するための経費などに対する要望も出されています。

今後、こうした要望にどのように対応していくかについては、緑環境税使途の基本的考え方を踏まえ、関係者の意見をお聞きしながら検討していきたいと考えています。

森林セラピー等に関する活動については、これまでと同様森林環境教育の一環として支援していきたいと考えております。

## 別紙 〈やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方について〉

### ○やまがた緑環境税条例

目的（第1条）

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、県税条例の特例を定める。

(H19.4.1 山形県条例第60号)

### ○やまがた緑環境税基金条例

設置（第1条）

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税基金を設置する。

(H19.4.1 山形県条例第63号)

### ○やまがた緑環境税条例の可決に係る附帯決議

- 1 「やまがた緑環境税」の趣旨や税収の使途等、制度全体の仕組みを県民にさらに周知すること。
- 2 民有林の整備等については、森林所有者や地域住民との合意形成等準備に万全を期すとともに、納税者や森林所有者に不公平感が生じないような措置を講じること。
- 3 具体的な事業の実施に当たっては、準備期間を十分確保するなど万全を期すとともに、制度全体の仕組みを適宜検証すること。

(H18.12.15 山形県議会)

### ○やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方について

- 1 やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致すること。
  - 2 緊急または重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策として、山形県森林審議会の答申に盛り込まれている施策内容に合致すること。
  - 3 原則として、他の特定財源が充当されていない事業であること。
- 以上、上記三つの原則をすべて満たすものを税充当の対象事業とする。

(H19.4.2 文化環境部長)